

群馬県老人福祉施設協議会マスコットキャラクター
Gちゃん着ぐるみ貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、群馬県老人福祉施設協議会マスコットキャラクターGちゃん着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸付について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用期間)

第2条 着ぐるみの利用期間は、5日以内とする。ただし、群馬県老人福祉施設協議会（以下「本会」という。）が利用する場合であって、本会会長が必要と認めたときは、5日を超えて利用することができる。

(利用申請)

第3条 着ぐるみの利用申請ができるものは会員及び法人その他の団体とし、貸付を受けようとする日の原則7日前までに、Gちゃん着ぐるみ利用申請書（別記様式第1号）（以下「申請書」という。）を、本会会長に提出しなければならない。

(利用承認)

第4条 本会会長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、着ぐるみの利用を承認するものとする。

- (1) 個人的な行事等で利用しようとするとき
- (2) 安全性への配慮を欠き、又は毀損若しくは汚損のおそれがあるとき
- (3) 本会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき
- (4) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき
- (5) 法令に違反し、又は公の秩序若しくは善良な風俗に違反するおそれがあるとき
- (6) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支持し、又は支援しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあるとき
- (7) 暴力団、暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものが利用しようとするとき
- (8) その他着ぐるみの利用が適当でないと認められるとき

2 本会会長は、前条の規定による申請を適当と認めた場合は、申請者に利用承認書（別記様式第2号）を通知し、利用料を請求するものとする。

3 申請者は、申請書内容に変更があった場合は、改めて本会会長へ申請書を提出し、承認を受けなければならない。

(利用料)

第5条 本会会員に貸し付ける場合は無償とし、法人その他の団体に貸し付ける場合は、1回あたり3,000円の利用料を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは、無償で貸し付けることができる。

(利用料の支払い)

第6条 本会会員以外の利用者は、第4条第2項の請求書により、本会会長あて現金で支払いをしなければならない。

2 利用料支払後、利用者の都合により着ぐるみを利用しないときは、前項の利用料を返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により着ぐるみを利用することができなくなった場合は、利用料を返還する。

(着ぐるみの受け渡し)

第7条 着ぐるみの受渡しは、平日の午前9時から午後5時までとする。

(着ぐるみの利用及び返却)

第8条 利用者は、次の事項に留意し、利用期間内に所定の場所に着ぐるみを返却し、点検を受けなければならない。

- (1) 他人に転貸しないこと
- (2) 第4条第1項各号の規定に該当しないこと
- (3) 前2号のほか本会会長の指示する事項を遵守すること

(損害賠償)

第9条 利用者は、その責めに帰すべき事由により、着ぐるみを亡失し、毀損し又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸付けに関する必要事項は本会会長が定めるものとする。

附則 この要綱は、平成26年7月4日から施行する。